リレーエッセイ「橋本道夫先生と私」(第10回)

橋本先生との3つの忘れられないこと



元 JICA国際協力専門員 今井千郎

1. 1974年度新入職員に対する橋本審議官の講義

一番心に響いたのは"国家公務員には身分保障というものがある。法律を守っている限り首にはならない。 したがって自分でやるべきと考えたこと、あるいはやりたいことがあれば恐れずやり通しなさい。"という言葉だった。入庁4年目に橋本先生が局長を務めていた大気保全局に移動し、光化学スモッグの立体調査を国として初めて手がけた時も、"法律を守っている限り首にはならない"という言葉を胸に、相当乱暴に予算を確保したり、関東の若手研究者の委員会を立ち上げて立体調査の準備をしたり、ダイナミックに仕事をした記憶がある。

2. 1969年のSO₂基準設定前の経団連、通産省との 科学技術論争

私はたまたま日本の公害対策経験をレビューする世銀のプロジェクト(現OECC理事長の竹本さんが1994年ごろ企画したもの)に関わったことをきっかけに、自分なりに日本の公害対策の黎明期からの対策のレビューをしようと考え、「公害と対策」誌の創刊号から最新号まで、手に入らない初期のものは「公害と対策」の編集部にもお邪魔して、しらみつぶしに調べた。その過程で感動を覚えるような科学技術論争の大論文を目にした。それが1969年のSO2基準設定前の厚生省、経団連、通産省との科学技術論争であった。

厚生省が1968年にSO₂の基準案(1時間平均値0.2ppm)を発表し、これに対し経団連が強く反対したことから厚生省、通産省、経団連の間で科学技術論争が展開された。経団連の反論の根拠は、モデルコンビナート(火力発電所5,000MW、石油精製80万バーレル/日、石油化学120万t(C₂H₄)、鉄鋼1000万t/年で構成)を設定し、拡散モデルを用いて接地濃度を計算し、0.28ppmという基準案の0.2ppmを超える計算結果を得た所にあった。これに基づき経団連は、厚生省の基準案の達成は技術的にも、経済的にも不可能であり、将来のコンビナート建設が不可能になるので、基準案を緩和すべきだと主張したのであった。

この経団連の主張に対し、当時厚生省の公害対策課 長であった橋本先生から以下を主論点に反論を展開し た大論文が「公害と対策」誌に掲載された。

●経団連は将来の重油脱硫、排煙脱硫の可能な開発

を無視している

●厚生省による拡散計算によれば接地濃度は0.5ppm となり、これは人間の健康保護の観点から許され ないレベルである

この橋本先生の大論文に対し、詳細は省くが、通産 省の担当課長の大論文が「公害と対策」誌に掲載され、 それ以降、厚生省と通産省の科学技術論争が続いた。

最終的には通産省が、SO2環境基準は現実的なレベルであるべき、としつつも基準案を受け入れるとし、厚生省基準案が環境基準となった。通産省が経団連を説得した形になったが、通産省自身は既に1966年の産業構造審議会の報告で以下のようなSOx汚染に対する産業公害対策のあるべき姿を提示していた。

- ●特に社会の信頼がなければ公害の解決は困難で ある
- ●SO₂の緊急時対策の発令が出ないレベルに環境濃度を低減する必要がある
- ●重油脱硫・排煙脱硫そしてSOx規制基準の強化を 通じ、緊急時対策の発令が出ないレベルを達成す ることは困難だが不可能ではない

橋本先生の不退転の、且つ容赦のない科学技術論争の厳しさに感動すると共に通産省の好判断にも驚かされた。

3. 1978年のNO2環境基準改定の前夜の公害患者団体との交渉

NO₂基準の告示予定の前日に橋本局長と公害患者団体との交渉が夕方から深夜近くまで行われた。この交渉がどうなるかと部屋の後ろ側で見ていた私は、交渉の最終盤に公害患者団体の代表格の人から想像もできない発言を聞くこととなった。それは、"私たちは橋本局長を信頼している。ここで終わりにしよう。"というものだった。このような緊迫した論争の後に"信頼している"という言葉を交渉相手に言わせうる行政官がいただろうか。

橋本先生にとってもこの交渉は忘れ難かったようで、"公害患者団体との厳しい交渉とおだやかな別れの場面を、今も忘れることはできない"と「環境政策」(公務員研修双書)に書かれている。

(了)